

「障害者自立支援法」に関する意見書

国は、本年2月10日、「障害者自立支援法」を第162回国会に上程し、その成立を目指しています。

本法案は、現行支援費制度の応能負担の考えを一変し、障がい者に対する福祉サービスや公費負担医療について、利用者から10%の定率負担を求めることが、その根幹となっています。

こうした負担が障がい者及びその家族に与える影響は極めて深刻であり、これまでのノーマライゼーションの理念のもと、自立と社会参加を進めてきた障がい者施策を大きく後退させることも懸念されます。

しかも、障がい者施策を根底から変革しようというこの動きは、昨年10月に「今後の障害保健福祉施策について(改革のグランドデザイン案)」が示され、障がい当事者等との協議もほとんどおこなわれないうまま、実施に移されようとしており、福祉の最先端である市町村において非常な混乱をもたらしかねません。

したがって、国においては、障がい者の暮らしを守り、自立と社会参加のこれまでの施策を後退させることのないよう、拙速な定率負担の導入については、障がい当事者、関係者、地方自治体との十分な協議を行うよう、強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づいて、意見書を提出します。

平成17年6月16日

宮城県名取市議会議長 渡辺 至男

内閣総理大臣 殿
衆議院議長 殿
参議院議長 殿
厚生労働大臣 殿